

会社分割

合併は、会社の規模を拡大し、競争力を高める目的で複数の会社を統合することですが、会社には、高収益部門もあれば不採算部門もありますから、合併によって必ずしも競争力が高まるとはいえません。

不採算部門を残して高収益部門と他社との間で合併することは認められていない為、平成12年の商法改正により、**会社分割が制度化**されました。

会社分割とは、1つの会社を2つ以上の会社に分けることで、**新設分割、吸収分割、簡易分割**に分けられます。

また会社分割は、**物的分割**と**人的分割**に分けられます。

物的分割とは、営業を承継する会社が、分割をする会社にその対価として株式を割り当てること、人的分割とは、分割をする会社の株主に株式を割り当てることをいいます。

1 新設分割

新設分割とは、既存の会社が営業の全部または一部を新設する会社に包括承継させることで、物的分割と人的分割に分けられます。

物的分割は、事業部門の分社、合弁会社の創設の場合に、**人的分割**は、分割による兄弟会社の創設、合弁事業の解消の場合に利用されます。

分割手続は、次のとおりです。

- ① 分割計画書の作成（定款、株式、資本、承継する債権債務・権利義務、期日、役員）
- ② 必要書類の本店設置（分割計画書、株式割当理由書、貸借対照表）
- ③ 株主総会特別決議（反対株主は株式買取請求）
- ④ 債権者保護手続
- ⑤ 人的分割の場合の分割公告
- ⑥ 実質的分割（分割会社の財産を新設会社に承継させる）
- ⑦ 新設会社設立登記および分割会社変更登記
- ⑧ 新設分割報告書
- ⑨ 人的分割の場合の株主通知（割当株式の種類・数）

2 吸収分割

吸収分割とは、既存の会社が営業の全部又は一部を既存の会社に包括継承させることで、物的分割と人的分割に分けられます。

物的分割は、事業を統合して共同経営をする場合（事業出資型）に、**人的分割**は、承継会社が分割会社の特定の事業部門とのみ合併したり子会社の重複事業を特定の子会社に集約する場合（一部合併型）に利用されます。

分割手続は、次のとおりです。

- ① 分割契約書の締結
- ② 必要書類の本店設置（分割契約書、株式配当理由書、貸借対照表）

- ③ 株主総会特別決議（反対株主は株式買取請求）
- ④ 債権者保護手続
- ⑤ 人的分割の場合の分割公告
- ⑥ 実質的分割（分割会社の財産を新設会社に承継させる）
- ⑦ 分割会社・承継会社の変更登記
- ⑧ 吸収分割報告書
- ⑨ 人的分割の場合の株主通知（割当株式の種類・数）

3 簡易分割

簡易分割とは、株主総会の決議を要しない会社分割で、次のようなものです。

① 分割会社における簡易分割

新設分割や吸収分割における物的分割の場合で、分割会社が新設会社・承継会社に承継する財産の簿価が分割会社の資産の 5%以下の場合（反対株主には株式買取請求権はない）

② 承継会社における簡易分割

吸収分割の場合で、承継会社の分割新株が発行済み株式総数の 5%以下、分割交付金が承継会社の現存純資産の 2%以下、反対株主の株数が総株主の議決権の 1 / 6 未満であるときは、株主総会の決議を要せず、また反対株主の株式買取請求権も認められません。